

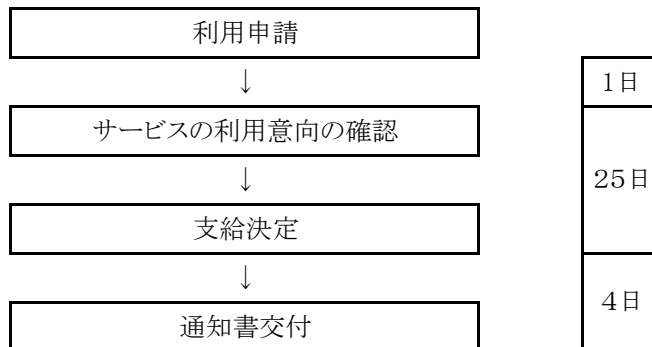
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 40

処 分 名	児童通所給付費等の支給要否決定の変更	
処 分 の 概 要	児童通所給付費支給決定の変更申請に基づき、調査・検討をし支給決定・受給者証の交付を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第21条の5の8第2項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標 準 処 理 期 間	計	30日
審 査 基 準	<p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について及び、松山市児童福祉法施行細則を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】          児童福祉法          第二十一条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。          ② 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について          障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。